

市街化調整区域における開発許可等の判断基準

(都市計画法第34条第1号～第13号)

白山市建設部建築住宅課

目 次

市街化調整区域における開発許可に関する規定集

法第34条第1～13号の判断基準

1-1	第1号 (日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗)	4
1-2	第1号 (公益上必要な建築物)	5
2	第2号 (鉱物資源、観光資源の利用上必要なもの)	6
3	第4号 (農林水産物の処理等の施設)	6
4	第6号 (中小企業振興のための施設)	6
5	第7号 (既存工場と密接な関連を有する事業場)	7
6	第9号 (沿道サービス施設)	7
7	第11号 (市長が区域を指定し、予定建築物を定めたもの)	8
8-1	第12号 (条例第7条第1号)	8
8-2	第12号 (条例第7条第2号)	9
8-3	第12号 (条例第7条第3号)	9
8-4	第12号 (条例第7条第4号)	10
8-5	第12号 (条例第7条第5号)	10
8-6	第12号 (条例第7条第6号)	11
8-7	第12号 (条例第7条第7号)	11
8-8	第12号 (条例第7条第8号)	11
8-9	第12号 (条例第7条第9号)	12
8-10	第12号 (条例第11条第1項第2号)	12
8-11	第12号 (条例第11条第1項第3号)	12

9	第13号（既存の権利）	・・・・・・	12
---	-------------	--------	----

第11号、第12号は、白山市開発許可等の基準に関する条例（以下「条例」という。）及び同施行規則による。

付 録

取扱表1	日常生活に必要な物品の販売等業種（法第34条第1号）	・・・・・・	14
取扱表2	大規模な既存集落として石川県知事が指定した区域（法第34条第12号（条例第7条第5号））	・・・・・・	17
取扱表3	沿道サービス施設対象道路（法第34条第9号）	・・・・・・	17
（参考資料）	都市計画（線引き）の設定状況	・・・・・・	18

法第34条第1号～第13号の判断基準

1-1 第1号（日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗）

(1) 対象となる業種は、当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のための必要な物品の販売、加工、修理等で、取扱表1に掲げる業務を営む店舗、事業所等であること。取扱表1に示す業種を一に特定できない形態の店舗等にあつては、周辺住民の利便の用に供することが明らかなものを取り扱う。

取扱表1中「農機具小売業」又は「修理業」には、農機具修理施設を含む。又、「修理業」中の「自動車修理工場」については、その目的、規模、位置等を検討し、その地域で自らその業を行っていたもの等周辺住民の利便の用に供することがあきらかなものを取り扱う。

同表中「集会所等」については、原則として県及び市町村等の公的機関の助成（補助、融資等）を受けて行う、周辺の市街化調整区域に居住する者の利便の用に供する施設を取り扱う。その他助成（補助、融資など）を受けないで町会が設置する消防小屋、ゴミ収集所等についても取り扱うものとする。

また、法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設で、地区集会所、集落青年館、公民館（社会教育法（昭和22年法律第26号）によるものを除く。）等準公益的な施設であり、次に該当するものは、法第34条第14号として取り扱う。

- ① 町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われること。
- ② レジャー的な施設その他、他の目的の建築物と併用されるものでないこと。なお、農林漁業生活改善施設その他の制度的に当該施設の公益性が担保されているものについては、法第34条第1号に該当するものとして取り扱う。

(2) 規模、計画は、次に該当すること。

- ① 店舗の床面積は120㎡以下、自動車修理工場の床面積は150㎡以下であること。店舗の面積は売場面積とし、その他の部分は売場面積に対し必要最小限であること。
- ② 店舗等に住宅が附属する場合は、住宅の用に供する部分が延べ床面積の概ね50%以下であること。
- ③ 敷地面積は、来客用駐車場を含め、500㎡以下であること。この場合、敷地の形状を鑑み、500㎡に区画することにより周辺に宅地的利用の困難な土地が生じる場合等、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- ④ 建築物の平面計画及び立地計画は、店舗等としてふさわしいものであること。

(3) 許可を受ける土地は、既存集落内又はその隣接地であること。既存集落の周辺においては、その集落に連たんしていると認められる土地であること。この場合、連たんの状況を間隔をもって判断する場合には、50m程度の建築物敷地相互間の間隔をもって判断する。

この場合、「既存集落」とは、地形、地勢、地物等からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性その他からみた社会的条件に照らし独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であつて、相当数の建築物（概ね50戸を基準とする。）が連たんしているものをいう。当該集落の範囲の認定に当たっては、例えば町村合併前の旧町村役場を中心として発達した集落、主要道路の沿線に発達した集落等当該集落の形成発展の態様を踏まえ実情に即した取扱いをする。

(4) その他次に該当すること。

- ① 営業に関する許可等が必要な業種の場合、それが得られること。
- ② 建築の完了後速やかに開業し、継続的に営業できるものであること。
- ③ 申請には、規則第16条に規定する図書のほか、次のものを添付すること。
 - イ 付近見取図、配置図、平面図及び立面図
 - ロ 販売、加工、修理等の営業内容を記載した書類
 - ハ 営業に必要な免許証等の写し

1-2 第1号（公益上必要な建築物）

(1) 対象となる公益上必要な建築物は、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するもので、次に該当するものであること。

- ① 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設で、通所により利用する施設（宿泊施設を有しない施設）に限る。（以下「社会福祉施設」という。）

小規模多機能型施設は、宿泊施設を有することから第1号該当とせず、市が定める福祉に関する計画に即するもので市街化調整区域に居住している者の利用に供すると判断できる土地で建築する場合のみ、第12号に該当するものとして取り扱う。
- ② 医療法第1条の5第2項に規定する診療所で入院施設を有しないものに限る。（以下「医療施設」という。）
- ③ 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校で、児童、生徒の通学範囲が市町全域とするなどの広域でなく、かつ、寮等の居住施設を有しないものに限る。（以下「学校施設」という。）

(2) 規模、計画は、次に該当すること。

- ① 社会福祉施設及び医療施設にあつては、敷地面積が3,000㎡以下であること。
- ② 住宅が附属する場合は、住宅の用に供する部分が延べ床面積の概ね50%以下であり、かつ120㎡以下であること。

(3) 許可を受ける土地は、既存集落内又はその隣接地であること。既存集落の周辺においては、その集落に連たんしていると認められる土地であること。（1）③に規定する学校及び児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設でやむを得ない場合はこの限りでない。この場合、連たんの状況を間隔をもって判断する場合には、50m程度の建築物敷地相互間の間隔をもって判断する。

この場合、「既存集落」とは、地形、地勢、地物等からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性その他からみた社会的条件に照らし独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であつて、相当数の建築物（概ね50戸を基準とする。）が連たんしているものをいう。当該集落の範囲の認定に当たっては、例えば町村合併前の旧町村役場を中心として発達した集落、主要道路の沿線に発達した集落等当該集落の形成発展の態様を踏まえ実情に即した取扱いをする。

(4) その他次に該当すること。

- ① 施設の開設に関する許可等が必要な場合は、それが得られること。

- ② 建築の完了後速やかに開業し、継続的に事業できるものであること。
- ③ 申請には規則第 16 条に規定する図書のほか、次のものを添付すること。

- イ 付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- ロ 当該施設の事業内容を記載した書類
- ハ 事業に必要な免許証等の写し

2 第 2 号（鉱物資源、観光資源の利用上必要なもの）

- (1) 「鉱物資源の有効な利用上必要な建築物」には、鉱物の採掘、選鉱その他の品位の向上処理及びこれと通常密接不可分な加工並びに地質調査、物理採鉱などの採鉱作業及び鉱山開発事業の用に供するもの、すなわち、日本標準産業分類 D-1 鉱業に属する事業及び当該調整区域において産出する原料を使用するセメント製造業、生コンクリート製造業、粘土かわら製造業、砕石製造業等に属する事業に係る建築物が該当し、鉄鋼業、非鉄金属製造業、コークス製造業、石油精製業等は該当しない。
- (2) 「観光資源の有効な利用上必要な建築物」には、当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設、観光価値を維持するため必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設で、客観的に判断し必要と認められるものが該当する。
- (3) 「その他の資源」には、水が含まれるので、取水、導水、利水又は浄化のため必要な施設は、本号により許可すること。なお、当該水を原料、冷却用水等として利用する工場等は、原則として本号には該当しないが、当該地域で取水する水を当該地域で使用しなければならない特別の必要があると認められるものは本号に該当するものとして差し支えない。

3 第 4 号（農林水産物の処理等の施設）

農産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物としては、当該市街化調整区域における生産物を主として対象とする次のような業種の用に供するための開発行為が該当する。

畜産食料品製造業、水産食料品製造業・野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食料品製造業、動植物油脂製造業、精穀・製粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業、倉庫業

法第 34 条第 4 号に該当するもので、店舗部分が付属する場合は、法第 34 条 14 号として取り扱うものとする。

4 第 6 号（中小企業振興のための施設）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）及び石川県中小企業高度化資金貸付規則（昭和 43 年石川県規則第 13 号）により、同規則別表第一に掲げる助成を受ける事業であること。

5 第7号（既存工場の事業活動の効率化を図る増設）

- (1) 対象となる既存工場は、現に当該市街化調整区域内において適法に創業を継続している工業の用に供されている工場とする。
- (2) 増設の目的は、事業活動の効率化（作業工程や輸送等の効率化、公害防除、環境整備等の質的改善）を図るためのものであること。
- (3) 増設する敷地の規模は既存工場の敷地面積と同等までとする。ただし、敷地の形状により周辺に宅地的利用の困難な土地が生じる場合など、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- (4) 建築物は、周辺住宅用地への環境保全を配慮した配置計画であること。
- (5) 敷地は既存工場敷地に隣接又は同一敷地と判断できる土地とする。

6 法第34条第9号（沿道サービス施設（令第29条の7第1号））

令第29条の7第1号に掲げる「沿道サービス施設」については、次に該当するものについて運用する

- (1) 一般国道8号及び取扱表3に掲げる道路の沿線において建築される下記の要件の一に該当する建築物等。

イ 道路管理施設

道路の維持、修繕、その他の管理を行うために、道路管理者が設置する施設

ロ 給油施設等

ガソリンスタンド、自動車用液化石油スタンド、電気自動車用充電スタンド

ハ 自動車運転手の休憩所

自動車の運転者休憩のためのトイレ、洗面設備を備えた適切な規模の休憩施設であって、飲食店、下記に該当する沿道型コンビニエンスストア、道の駅（「道の駅」登録・案内要綱（平成5年2月23日建設省道企発第19号）に基づき、道の駅として登録されるもの）をいう。

※沿道型コンビニエンスストアの基準

日本産業分類（平成19年11月改定）による細分類の5891「コンビニエンスストア」に該当するもの。

敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡以下で、店舗の床面積が250㎡未満のもの。テーブル及び座席の設置した10㎡以上の休憩スペースを配置したもの。

- (2) 取扱表3に掲げる道路については、次に掲げる要件に該当するもの。

イ 敷地は対象道路に適切に接しており、原則として敷地面積が1,000㎡以上であること。この場合、「適切に接している」とは、敷地の周囲が対象道路に8分の1以上接していて、主要な出入口が対象道路に面しているものをいう。

なお、都市計画施設の区域内に建築しないよう努めること。

- ロ 駐車場について、申請に係る土地には、当該施設にみあった駐車場が有効に配置されていること。
- ハ 緑地について、対象道路の境界に沿って、原則として幅1m以上の植樹帯を設けていること。（出入口を除く。）
- ニ 白山市景観条例を遵守し、建築物の規模にかかわらず、景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行うこと。
- ホ 当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障がないよう配慮し、道路管理者等の関係者と調整が図られていること。
- ヘ 建築物は、平屋建てとすること。
- ト 周辺農地の地権者の同意を得ていること。
- チ 他の法令に関して支障のないこと。

7 第11号（市長が区域を指定し、予定建築物を定めたもの）

- (1) 許可の対象となる土地は次に該当すること。
 - ① 条例第5条の規定により市長が指定した第11号指定区域内とする。
 - ② 前面道路に公共下水道又は農業集落排水施設の本管が敷設済みであること。
 - ③ 前面道路に公共上水道又は簡易水道の本管が敷設済みであること。
 - ④ 開発行為が必要な場合、幅員6m（戸建て専用住宅にあっては4m）以上の道路に適切に接していること。
 - ⑤ 農地の転用について、市農業委員会との調整を了していること。
- (2) 許可の対象となる建築物は、次に該当すること。
 - ① 予定建築物の用途は建築基準法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる建築物の用途とする。
 - ② 建築物の高さは10m以下とする。
- (3) 計画は、次に該当すること。
 - ① 新たな道路の建設は認めない。
 - ② 路地上通路部分のみによって道路に接するいわゆる「旗竿敷地」は認めない。ただし、敷地の形状によりやむを得ない場合は、奥1宅地の旗竿敷地を認める。
 - ③ 開発区域が幅員6m未満の道路を接道として開発する場合は、原則として道路中心線より3メートル以上後退（有効幅員4メートル以上確保すること。）して道路を拡幅整備し、後退部分を公共施設として帰属するものとする。
 - ④ 建築基準法第42条第2項道路に接して建築許可を受ける場合は、建築基準法による後退部分を道路整備するものとする。
 - ⑤ 敷地内の雨水排水の処理や道路の拡幅整備等について、まちづくり開発協議会と調整を了していること。
 - ⑥ 長屋住宅の駐車場は、原則として出入口を限定する計画とする。

8-1 第12号（条例第7条第1号）

- (1) 許可の対象となる土地は、次に該当すること。

- ① 条例第 10 条の規定により市長が認定したまちづくり開発計画の中で定めた土地利用計画に基づいた位置とする。
 - ② 農地の転用について、市農業委員会との調整を了していること。
- (2) 許可の対象となる建築物は、次に該当すること。
- ① 条例第 10 条の規定により市長が認定したまちづくり開発計画の中で定めた土地利用計画に基づいたものとする。
 - ② 建築物の高さは、10m以下とする。
 - ③ 建物の色彩等について、まちづくり開発計画の景観の保全に関する方針に従うものとする。
- (3) 計画は、次に該当すること。
- ① まちづくり開発計画に合致した計画であること。
 - ② 路地上通路部分のみによって道路に接するいわゆる「旗竿敷地」は、認めない。
ただし、敷地の形状によりやむを得ない場合は、奥 1 宅地の旗竿敷地を認める。
 - ③ 開発区域が幅員 6 m 未満の道路を接道として開発する場合は、原則として道路中心線より 3メートル以上後退（有効幅員 4メートル以上確保すること。）して道路を拡幅整備し、後退部分を公共施設として帰属するものとする。
 - ④ 新設する道路は、原則として幅員 6 m 以上で通り抜けできる計画とする。
 - ⑤ 敷地内の雨水排水の処理や道路の拡幅整備等について、まちづくり開発協議会と調整を了していること。
 - ⑥ 長屋住宅及び共同住宅の駐車場は、原則として出入口を限定する計画とする。

8-2 第 12 号（条例第 7 条第 2 号）

許可の対象となる土地は、市が定める福祉に関する計画に基づく位置であること。

8-3 第 12 号（条例第 7 条第 3 号）

- (1) 許可の対象となる土地は、次に該当すること。
- ① 申請地は、線引き前から自ら所有している、又は相続等により承継することが確実な土地であること。
又は、現に所有している土地で、10年以上前より継続して保有していること。
 - ② 申請地は居住地の隣接地又はその周辺の地域における土地であること。既存集落の周辺においては、その集落に連たんしていると認められること。この場合、連たんの状況を間隔をもって判断する場合には、50m程度の建築物敷地相互間の間隔をもって判断する。
 - ③ 公共施設が環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上支障がないと認められるよう整備されること。

(2) 許可を受ける者の範囲

申請者は申請地周辺の市街化調整区域に10年以上継続して居住している者で、現在居住している住居について過密、狭小、被災、立退き、借家からの転居等により、新規に住宅確保の必要性があると認められる者。

8-4 第12号（条例第7条第4号）

(1) 許可の対象となる土地は、次に該当すること。

- ① 市街化調整区域内において自己の土地を保有しつつ継続して生活の本拠を有する世帯に属する者が、線引き前から自ら所有している、相続等により承継することが確実である、又は10年以上前より継続して保有している土地であること。
- ② 申請地は、当該居住地又はその周辺の地域における土地であること。既存集落の周辺においては、その集落に連たんしていると認められること。この場合、連たんの状況を間隔をもって判断する場合には、50m程度の建築物敷地相互間の間隔をもって判断する。
- ③ 公共施設が環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上支障がないと認められるよう整備されること。
- ④ 別途市街化区域に土地を求めさせることが不相当と認められること

(2) 分家住宅の許可を受ける者の範囲

申請者は、農家又は申請地周辺の市街化調整区域に10年以上継続して居住している者（現に居住している住宅を所有している者に限る）と同居し又は同居していた2親等以内の親族である者。（これらの配偶者も申請者になることができる。）

婚姻等により別世帯の構成、転勤等による転入により、新規に住宅確保の必要性があると認められる者。

8-5 第12号（条例第7条第5号）

(1) 許可を受ける土地は、次に該当すること。

- ① 大規模な既存集落として石川県知事が指定した区域内であること。
- ② 公共施設が環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上支障がないと認められるよう整備されること。

(2) 自己用住宅の許可を受ける者の範囲は、次に該当すること。

- ① 当該指定既存集落内に10年以上前より継続して生活の本拠地を有すること。
- ② 現在居住している住居について、過密、狭小、被災、立退き、借家からの転居等により、新規に住宅確保の必要性があると認められる者。

(3) 分家住宅の許可を受ける者の範囲は、次に該当すること。

- ① 原則として、当該指定既存集落内に10年以上前より継続して生活の本拠地を有する者と同居していた2親等内の親族であること。
- ② 結婚その他独立して世帯を構成する合理的事情、勤務地、Uターン等地域への定住事情等を判断し、新規の住宅確保の必要性があること。

8-6 第12号(条例第7条第6号)

(1) 許可の対象となる土地は、次に該当すること。

- ① 市街化調整区域内に存する建築物等の収用事業による移転先地であること。
- ② 代替建築物の用途及び地域の土地利用に照らし適切な位置であり、既存集落内又は既存集落の隣接地に立地すること。既存集落の周辺においては、その集落に連たんしていると認められること。この場合、連たんの状況を間隔をもって判断する場合には、50m程度の建築物敷地相互間の間隔をもって判断する。
- ③ 公共施設が整備され、環境の保全上、防災の安全上、通行の安全上支障がないと認められること。
- ④ 敷地面積は従前と同規模とする。この場合、敷地の形状を鑑み、同規模に区画することにより周辺に宅地的利用の困難な土地が生じる場合等、やむを得ないと認められる場合は、1.5倍の範囲を超えないものとする。

また、従前の敷地が狭小な場合は、移転後の敷地面積は500㎡まで認めるものとする。

(2) 許可の対象となる建築物は、次に該当すること。

- ① 従前と同一の用途で建築されるものであること。
- ② 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

8-7 第12号(条例第7条第7号)

許可の対象は、施設の位置について都市計画審議会の議を経たもの。

8-8 第12号(条例第7条第8号)

(1) 許可を受ける土地は、次に該当すること。

- ① 市街化調整区域とされた時点で既に宅地となっていること。
- ② 既存集落内又はその隣接地で、原則として50戸以上の建築物が連たんしている地域であること。この場合、連たんの状況を間隔をもって判断する場合には、50m程度の建築物敷地相互間の間隔をもって判断する。

(2) 許可の対象となる建築物は、次に該当すること。

自己居住又は業務の用に供する専用住宅及び兼用住宅(建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げる建築物のうち、兼用部分の用途が事務所以外のもの。)

(3) 開発行為の内容は、次に該当すること。

開発行為が単なる擁壁工事及び切盛土工事であること。

(公道である前面道路の拡幅工事も含む。この場合、「公道」とは、建築基準法第42条第1項第1号道路のほかには建築基準法第42条第1項第5号道路をいう。)

8-9 第12号(条例第7条第9号)

土地区画整理事業の施行された土地の区域内において、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第9条第2項又は同法第21条第2項により認められた予定建築物とおりの建築物の建築等の用に供する開発行為である等、市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内に行うことが困難又は不相当と認められるもの。

8-10 第12号(条例第11条第1項第2号)

(1) 許可を受ける土地は、次に該当すること。

線引き時点で既に開発行為の工事に着手していたもので、規則第10条の規定による開発行為既着工の届出に基づき、開発行為既着工届出の受理通知を受けた土地の区域内とする。

(2) 許可の対象となる施設は、次に該当すること。

開発行為既着工の届出の当初開発目的と同一の予定建築物の用途又は類似するものとして規則に定める用途。

8-11 第12号(条例第11条第1項第3号)

(1) 許可を受ける土地は、次に該当すること。

① 法第29条各号に該当する開発許可適用除外建築物又は法第34条各号の規定により許可を受けて建築された建築物の敷地で、原則10年以上前より継続して適正に利用されてきた土地の区域であること。

② 分家住宅の所有者の死亡若しくは転勤又は企業の倒産等、従前に建築した者のやむを得ない事情による従前の目的が困難となった土地であること。

(2) 許可の対象となる施設は、次に該当すること。

現に存する建築物と用途が同一又は類似するものとして規則に定める用途。

9 第13号(既存の権利)

(1) 「自己の居住の用に供する」とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用することをいう趣旨であるので、当然自然人に限られることとなり、会社が従業員宿舍の建設のために行う開発行為、組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建設のために行う開発行為は、これに該当しない。

(2) 「自己の業務の用に供する」とは、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることであり、また、文理上この場合は住宅を含まないので、分譲又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成のための開発行為は該当しないことはもちろん、貸事務所、貸店舗等も該当しない。これに対し、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業等協同

組合が設置する組合員の事業に関する共同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等は該当する。

- (3) 開発行為を行うため農地法第5条の規定による許可を受けなければならない場合にあつては、市街化調整区域となる前に当該許可を受けている必要がある。
- (4) 本号の届出をした者の地位は、相続人その他の一般承継人に限り承継しうるものとする。

取扱表1 日常生活に必要な物品の販売等業種(法第34条第1号)

	業 種	品 名	摘 要
織物、衣服、身のまわり品小売業	呉服、服地小売業	呉服店、反物小売、服地、小切、裏地、らしゃ小売業	
	男子洋服小売業	洋服小売、洋服仕立、既成服、学生服、ジャンパー	既成、注文を問わぬ。
	婦人子供服小売業	婦人服小売、婦人服仕立	既成、注文を問わぬ。
	くつ小売業	くつ、ゴム靴、地下足袋	
	はきものの小売業	げた、ぞうり、鼻緒、スリッパ	
	かばん、袋物小売業	かばん、ハンドバック、袋物、トランク	
	洋品雑貨、小間物小売業	洋品、装身具、ワイシャツ、下着類、ふろしき、タオル、たび、くつ下、化粧道具	
	他に分類されない織物小売業	洋傘、和傘、ステッキ、看護衣	
飲食料品小売業	各種食料品小売業	各種食料品、食料雑貨	各種食料品を一括して小売りする。
	酒、調味料小売業	酒、塩、みそ、しょう油、食酢、砂糖、食用油脂	
	食肉小売業	肉屋、馬肉、獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品	
	卵、鳥肉小売業	卵、鳥肉	
	鮮魚小売業	魚屋、鮮魚、貝類、かき、川魚、うなぎ、食用かえる、冷凍魚	
	乾物小売業	乾物、干魚、干びょう、ふ、乾燥野菜、こうや豆腐	水産物、農産物の乾物
	野菜小売業	八百屋、野菜小売	
	果実小売業		
	菓子小売業	菓子、せんべい、あめ、まんじゅう、もち、アイスクャンデー	その場所で製造した商品を、その場所又は家庭用消費者に販売するものは可
	パン小売業	パン	その場所で製造した商品を、その場所又は家庭用消費者に販売するものは可
	米穀類小売業	米麦小売、米穀配給所、豆類小売業	
	牛乳小売業	牛乳小売、牛乳スタンド	
	料理品小売業	そう菜、揚物	
弁当小売業	弁当		

	業 種	品 名	摘 要
飲食料品小売業	茶小売業	茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶	各種の茶及び類似品
	豆腐、かまぼこ等加工食品小売業	豆腐、こんにゃく、納豆、煮豆、つくだ煮、つけ物、たいみそ、ちくわ、おでん材料	その場所で製造した商品を、その場所又は家庭用消費者に販売するものは可
	他に分類されない食料品小売業	氷、清涼飲料、インスタントラーメン	
一般飲食店	食堂	大衆食堂、めし屋	
	そば、うどん店	そば屋、うどん屋	
	すし屋	すし屋	
	喫茶店	喫茶店、フルーツパーラー	
	その他の飲食店	大福屋、今川焼屋	
自転車小売業	自転車小売業	自転車、リヤカー、自転車部品、付属品、タイヤ、チューブ、モーターバイク	
什器小売業	金物小売業	金物店、刃物、くぎ、ほうろう鉄器、アルミ製品、錠前、マホービン	
	荒物小売業	荒物、日用雑貨、ほうき、ざる、木箸、たわし、なべかま、わた、バスケット、なわ	ほうき、ざる、わら細工、ろうそく
	陶磁器、ガラス器小売業	瀬戸物、焼物、土器、陶器、磁器、ガラス器	
	家庭用電気機械器具小売業	ラジオ、電気器具小売、洗濯機、ストーブ、電気アイロン、テレビ	家庭用電熱器、アイロン、冷蔵庫
	家庭用機械器具小売業	ガス器具、家庭用ミシン及び部分品、石油コンロ、度量衡器、井戸ポンプ	
その他の小売業	医薬品小売業	薬局、ファーマシイ、ドラッグストア、生薬、薬種小売	
	化粧品小売業	香水、香油、おしろい、ポマード、石けん、歯みがき、洗粉、しらが染	
	農機具小売業	農機具、すき、くわ、鳥獣害防除器具、畜産用機器、養蚕用機器、肥おけ、耕うん機、ハンドトラクター	
	種苗子小売業	種苗、苗木、種子	
	肥料、飼料小売業	化学肥料、有機質肥料、配合飼料、混合飼料	
	ガソリンステーション	給油所	
	燃料小売業	薪炭、練炭、たどん、石炭、コークス、プロパンガス、灯油	
	書籍、雑誌小売業	書店、古本、古雑誌小売、楽譜小売	

	業 種	品 名	摘 要
その他の小売業	新聞小売業	新聞販売店	
	紙、文房具小売業	洋紙、板紙、ふすま紙、障子紙、帳簿類、ノート、万年筆、鉛筆、ペン、インキ、製図用具、そろばん	
	その他中古品小売業	古道具、古写真機、古運動具、古ぐつ、中古衣服小売	
	運動具小売業	運動具、スポーツ用品、つり具	
	玩具、娯楽用品小売業	おもちゃ屋、人形、模型、教育玩具、羽子板、ほうずき	
	写真機、写真材料小売業	写真小売、材料小売	主として写真機写材料の販売付随してD・P・Eを行うことあり
	時計、メガネ、光学機械小売業	時計、メガネ	時計、メガネ販売、附随して修理研磨
	たばこ、喫煙具専門小売業	たばこ、喫煙具の小売	もっぱら煙草、喫煙具を小売りするもの
	花、植木小売業	花屋、切花小売業	
洗たく、理容、浴場業	洗たく業等	クリーニング業、ランドリー、洗濯物取り次ぎ店、コインランドリー	
	染物業	染物屋、京染、染直し	
	理容業	理髪店、床屋	
	美容業	美容院、髪結	
	公衆浴場業	銭湯	
その他の個人サービス業	一般写真業	写真撮影、現象、焼付、引伸し	
	物品預り業	自転車預り、手荷物預り	
	食品貸加工業	小麦粉貸加工	
	古線打直し業	古線打直し	
協同組合 (他に分類されない。)	農業協同組合 ※1	農協 (各種事業を行うもの) ※2	
	漁業協同組合 ※1	漁協 (各種事業を行うもの) ※2	
	水産加工業協同組合	※1	
	森林組合	※1	
医療業	療術業	あんま、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復	
その他	修理業	自動車修理工場	S56. 8. 15 建発第 493 号
	集会施設	集会所等	S56. 5. 15 建発第 273 号

※1 当該地域に必要な同組合の支所又は出張所とする。

※2 本表による業種及び本取扱いによる規模とする。

取扱表2 大規模な既存集落として石川県知事が指定した区域(法第34条第12号(条例第7条第5号))

集落名	区域名
旭	一塚、八田、倉部
郷	専福寺、長竹
中奥	橋爪、乾、中奥、幸明
林中	みずほ、今平、乙丸
石川	源兵島、福留、水島
宮保	宮保
一木	宮丸、村井
柏野	下柏野、荒屋柏野、中柏野、上柏野、小上
館畑	行、中ノ郷新、日向

取扱表3 沿道サービス施設対象道路(法第34条第9号)

道 路	区 間
県道宮永・横川町線	金沢市境から横江交差点まで
県道倉部・金沢線	野本交差点から横江交差点まで
県道金沢・美川・小松線	野本交差点から小川交差点まで
主要地方道松任・宇ノ気線	中新保交差点から乾東交差点まで
国道157号	乾東交差点から安養寺北交差点まで(白山市内)
主要地方道金沢・小松線 (加賀産業道路)	安養寺北交差点から川北町境まで

◎沿道サービス施設対象道路(指定要件)

四車線以上の道路で

- ① 国道
- ② 主要地方道
- ③ ①、②以外の県道、市道、町道で当該市長が交通上特に主要な道路として位置付けている道路

上記①から③のいずれかに該当するものの中から、交通の安全上及び道路の整備上支障のない道路及び区間

(参考資料)

都市計画（線引き）の設定状況

	松任都市計画
当初設定	S 5 0. 6. 6
第1回見直し	S 5 8. 5. 4
第2回見直し	H 2. 6. 5
第3回見直し	H 1 2. 6. 2 3
第4回見直し	H 1 6. 5. 1 1
第5回見直し	H 2 0. 5. 1 6
	白山都市計画
当初設定	H 2 4. 6. 5